

緊急消防援助隊活動費負担金

【所要額】 1.6億円(予備費)

【事業概要】

- 令和2年7月豪雨による被災者の救助・捜索について、地元消防本部のみでの対応が困難な状況を踏まえ、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用を国費負担するもの。

